

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

CBグループはコアバリューを「お陰様で…」の精神と定め、さらに、大切にしたい仕事の仕方を「私たちの働き方」として設定しています。会社は単独で生きていくことはできません。お客様、取引先、社員・家族、パートナー、株主、ひいては社会全体の「お陰様で」商売をさせていただいています。弊社グループが本年創業100周年を迎えるまで存続して来られたのも、数えきれないほど多くの方々のお陰であり、私たちはその方々に対する深い感謝と、生かされていることへの謙虚な気持ちを忘れてはならないと考えます。

企業にとって一番大事なことは、その存在自体が「社会への貢献」になり続ける(Going Concern)ことだと思います。そのためには、競合と同じ戦場や方法で戦うのではなく、ユニークなビジネスモデルを創り上げ、イノベーションを起こして新しい価値を提案し、社会に貢献していくことが私たちの「経営のデザイン」です。そのプロセスを通じて、一緒に働く仲間と1つのチームになって「新しい発想とチャレンジ」を繰返すことが、ひとり一人の成長の機会を生み出し、同時に、未来の基盤となる利益の源泉となって次の価値創造につながる進化のサイクルを回していくことだと確信します。

私たちは、「お陰様で…」の精神を失わず、「私たちの働き方」を心掛けながら、この「デザインされた経営」 ”TheDesignful Company” を目指し続けたいと思います。

かかる経営方針のもと、コンプライアンスを遵守し、効率性と透明性の高い経営活動を通じ企業価値を高めていくために、経営体制および内部統制システムを整備し、必要な施策を実施していくことにより、株主の付託に応えていくことが、当社グループのコーポレートガバナンスについての基本的な考え方です。

また当社は、コーポレートガバナンスの一環として、2名の社外取締役(監査等委員)が外部の視点から客観的に経営活動を監視し、意見を述べ、かつ社内監査等委員と連携し、ステークホルダーに対して信頼性を確保するためにグループ全体の業務執行について、適正性かつ妥当性の観点から監査しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、JASDAQ上場会社として、コーポレートガバナンス・コードの各基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
セントラル商事(株)	341,660	13.88
中央物産共栄会	199,600	8.11
中央物産従業員持株会	108,982	4.43
丸山 啓	102,359	4.16
丸山 源一	92,557	3.76
SMBC日興証券(株)	89,600	3.64
児島 なおみ	71,181	2.89
(株)三井住友銀行	60,720	2.47
ライオン(株)	58,200	2.36
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	48,800	1.98

支配株主(親会社を除く)の有無	— — —
-----------------	-------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

「株式併合」

当社は2017年10月1日付で当社普通株式5株につき1株とする株式併合を実施しました。

「単元株式数の変更」

当社は2017年10月1日付で1単元の株式数を1,000株から100株に変更しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における (連結) 売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
臼井 義真	弁護士								○			
羽田 研司	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
臼井 義真	○	○	当社は、同氏が代表を務める臼井総合法律事務所と顧問契約関係にありますが、その顧問報酬の額は軽微であり、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されるため、概要の記載を省略します。	長年の弁護士の経験による高度な法律上の見地から、当社の業務執行に関する意思決定において、妥当性及び適正性の観点で適切な提言をいただくことを期待し、社外取締役として選任しております。 なお、当社との間には、特別の利害関係はありません。また、独立性を有し、一般株主との利益相反の生じる恐れのないことから、独立役員として指定しております。

羽田 研司	○	○	----	事業会社の代表も歴任され、企業経営、事業運営に関する相当程度の知見を有しておられることから、当社の業務執行に関する意思決定において、妥当性及び適正性の観点で適切な提言をいただくことを期待し、社外取締役として選任しております。 なお、当社との間には、特別の利害関係はありません。また、独立性を有し、一般株主との利益相反の生じる恐れのないことから、独立役員として指定しております。
-------	---	---	------	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

当社では監査等委員のうち、1名が常勤の監査等委員であることから、現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設けておりません。ただし、監査等委員会の求めがある場合は、監査等委員会の業務を補助する取締役もしくは選任スタッフを設置することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、内部監査部門及び会計監査人との連携や監査等委員以外の取締役等からの報告等の方法によって、内部統制制度の構築と運用の状況を監視し、取締役等の職務執行について適正性及び妥当性の観点から監査しております。

また、監査等委員会は、内部監査部門及び会計監査人と適宜意見交換を行い、相互認識を深めるとともに監査情報等を交換しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

取締役に対する中長期的なインセンティブとして株式報酬制度(株式給付金)を導入しております。役位別に年間の付与されるポイント(1ポイント=1株)を定め、在任期間中は累積し、退任時または死亡時に金銭および当社の株式を付与するものです。

2017年6月29日開催の第69期定時株主総会の決議により、当社及び一部の連結子会社の取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、グループ取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高める事を目的とし、株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」を導入いたしました。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2020年3月期における当社取締役5名(監査等委員を除く)への年間報酬総額は、108百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である者を除く)の報酬は、それぞれの役割と責任に応じて決定され、同様の事業所規模の水準を参考に人事総務担当取締役が起案し、代表取締役を含む複数の取締役の協議により決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会にて決定しております。

取締役(監査等委員である者を除く)及び監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年6月29日開催の第67期定時株主総会決議により、取締役(監査等委員である者を除く)を年額250百万円以内(ただし、使用人給与は含まない)、及び監査等委員である取締役を年額50百万円以内と決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

当社では、常勤の監査等委員である取締役と内部監査部門が連携し、社外の監査等委員である取締役をサポートする体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社では監督と執行の分離を進めていく体制として、執行役員制度を2005年4月より導入しており、現在、取締役5名、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)、執行役員4名の経営体制であります。

当社において経営意思決定機関及び取締役、執行役員の業務執行状況の報告の場として、取締役と監査等委員で構成される取締役会および取締役で構成される経営会議、そして取締役、執行役員、子会社の役員によるCB執行マネジメント会議があり、活発な議論がなされている。取締役、執行役員の報酬は夫々の職務に対する執行状況、達成度合に応じて評価し、代表取締役を含む複数の取締役の協議にて決定しています。

また当社は、監査等委員会及び内部監査部門による活発な監査活動のほか、有限責任監査法人トーマツから関係法令に準じて締結した監査契約により、会計監査を受けております。なお、監査業務を執行した公認会計士およびその補助者は次のとおりであり、法令による継続監査年数は全員7年以内であります。

・監査業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 香川 順

指定有限責任社員 業務執行社員 福士直和

・監査業務の執行に係る補助者

公認会計士4名、その他8名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用している理由は、事業内容及び会社規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためであります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IRに関する部署(担当者)の設置	経営戦略室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの「CBグループ企業理念」に、すべての利害関係者に対して誠実・誠意をもって貢献させていただく旨を掲げております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループが業務上使用するセールスカー、物流車両について"エコドライブ"を啓蒙・励行させております。また、物流車両については効率的な運行を実現するプログラムを導入しております。 消耗品・備品などについては、リサイクルにつながる活動を実施しております。 2009年8月に新設した久喜ロジスティクスセンターでは、環境への配慮を重要なコンセプトとして位置付けております。 省エネルギー化の推進として、エアコンや照明など無駄な電気を使用しない省エネ活動に合せて、2018年2月からは当社グループの物流センターおよび営業拠点の照明LED化を進めており、更なる使用電力の削減に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	関係法令および当社上場市場の規則によるもののほか、必要に応じた情報提供をすべてのステークホルダーに適時に、且つ、正確に公表することとしております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 基本的な考え方

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業価値の最大化をもたらすべく、透明性の高い意思決定と適正かつ効率的な業務執行を行うことにより、株主利益の最大化とステークホルダーへの責任に応えることであります。

(2) 企業統治の体制の概要

当社は、株主総会、取締役会及び監査等委員会が企業統治の基本となっております。

当社の取締役会は、代表取締役社長 児島誠一郎が議長を務めております。その他のメンバーは取締役 原幸男、取締役 清水大雄、取締役 堤坂直弘、取締役 小木曾直美、監査等委員である取締役 松島淑雄、監査等委員である取締役 臼井義真、監査等委員である取締役 羽田研司の取締役8名、うち監査等委員である取締役3名で構成され、原則として四半期に一度のほか必要に応じて随時開催され、法令及び定款に定める事項のほか、経営上の重要な案件について意思決定を行うと同時に、取締役の職務の執行の監督を行います。

監査等委員会は、監査等委員である取締役 松島淑雄、監査等委員である社外取締役 臼井義真、監査等委員である社外取締役 羽田研司の監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成され、取締役の職務執行の監査、監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容の決定等、法令に定める職務を行います。

なお、監査等委員のうち1名は社内取締役ですが、監査機能の実効性を高めるために、過去多年にわたり社内において経営実務に携わり、社内の実務に精通した者を選出しております。

また、2名の社外取締役の選任により、各々の専門分野や経営に関する豊富な知識、経験等に基づき、客観的又は専門的な視点で監督及び監査といった職務を遂行でき、適切な判断が行われる体制になっていると考えております。

経営会議は、代表取締役社長 児島誠一郎が議長を務めております。その他のメンバーは、取締役 原幸男、取締役 清水大雄、取締役 堤坂直弘、取締役 小木曾直美の取締役5名で構成され、必要に応じて監査等委員である取締役 松島淑雄、監査等委員である取締役 臼井義真、監査等委員である取締役 羽田研司が加わり、原則として月に2回開催し、当社本部別計画の遂行及び子会社各社計画の遂行等の状況を検証し、種々の経営課題について協議し決定します。

CB執行マネジメント会議は、代表取締役社長 児島誠一郎が議長を務めております。その他のメンバーは取締役 原幸男、取締役 清水大雄、取締役 堤坂直弘、取締役 小木曾直美、監査等委員である取締役 松島淑雄、監査等委員である取締役 臼井義真、監査等委員である取締役 羽田研司の取締役8名、うち監査等委員である取締役3名と各事業会社の業務執行取締役及び関係する役職者13名で構成され、社内外の経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、3か月に一度開催しています。

(3) 当該体制を採用する理由

当社は、上記のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を実現し、かつ一層の体制強化を図るため監査等委員会設置会社へ移行しました。過半数の社外取締役を含む監査等委員で構成する監査等委員会を設置することにより、監督体制の一層の強化を図ることができると考えます。

そして監査等委員会、取締役会、内部監査室、コンプライアンス委員会、会計監査人及び顧問弁護士等々との密なる連携のもとに企業統治体制のさらなる強化を図っております。

2. 整備状況

当社は、2006年5月1日取締役会決議により、(以下のとおり)「内部統制システムの基本方針」を決定し、以後当該基本方針に従い、内部統制システムを構築、運用してまいりましたが、2015年6月29日に監査等委員会設置会社に移行したことを受け、一部当該基本方針の改訂を行っております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. 当社グループは、コンプライアンスが企業の健全な成長において必要不可欠であることを認識し、取締役及び使用人が法令及び定款を遵守するために、当社グループ全体を対象とするコンプライアンス規程を制定するとともに、「CBグループマネジメント株式会社 企業理念」に基づき定めた「コンプライアンスマニュアル」に則り、啓蒙活動を図っている。

b. 当社グループは、コンプライアンス全体を統括する組織として、人事総務担当取締役をコンプライアンス委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・推進を行っている。コンプライアンス委員会の活動は、定期的に取締役会及び監査等委員会に報告している。

c. 当社グループは、法令及び定款に違反する行為等、コンプライアンスに関する相談・通報を受ける体制を整備し、会社は通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な取扱いを行わないこととしている。

d. 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び取締役会規程その他の社内規程に従い、重要事項を決定し、取締役の職務執行を監督している。

e. 監査等委員会は、取締役の職務の執行を監査している。また、監査等委員は、取締役及び使用人が不正の行為をし、もしくはそのおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実があると認めるときは、遅滞なく、取締役会に報告している。

f. 内部監査部門として、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置している。内部監査室は、コンプライアンス委員会と連携してコンプライアンスの状況を監査する他、当社及び子会社に対する法令及び定款並びに社内規程等の諸基準への準拠性、管理の妥当性・有効性の検証を目的とした内部監査を実施し、監査結果について、定期的に代表取締役社長及び監査等委員会に報告している。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

a. 代表取締役社長は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する統括責任者(文書管理統括責任者)に人事総務担当取締役を任命している。

b. 取締役会議事録、経営会議議事録等の重要な意思決定に関する情報及びその他取締役の職務執行に係る文書(電磁的記録を含む。以下同じ)については、文書管理規程その他の社内規程に従い、適切に記録、保存及び管理を行っている。

c. 上記の文書は、取締役及び監査等委員である取締役が必要に応じていつでも閲覧可能な状態に維持している。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 代表取締役社長は、リスク管理に関する総括責任者（リスク管理総括責任者）に経営戦略室担当取締役を任命している。
- b. リスク管理総括責任者は、「リスク管理規程」を制定するとともに、部門ごとのリスクを体系的に管理するための体制を確立し、組織横断的にリスク状況の監視及び全体的対策を行うものとし、部門ごとのリスク管理体制の確立については、各部門の担当取締役とともに進めている。
- c. 不測の事態が発生した場合は、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、危機への対応を速やかに実施し、事業への影響を最小限にとどめる体制を構築している。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 代表取締役社長は、経営計画に基づき設定された目標に対し、職務分掌並びに職務の権限と責任を明確にするための社内規程を取締役に委ねて制定し、職務執行を効率的に行うようにしている。
- b. 代表取締役社長は、各部門担当取締役に職務の遂行状況を取締役及び経営会議において定期的に報告させ、施策及び効率的な業務執行体制を阻害する要因の分析とその改善を促している。
- c. 全体的な業務の効率化を実現するためITシステムの構築を推進している。

(5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、子会社の取締役及び使用人の職務執行の適正及び効率を確保するために、グループ経営管理規程を制定し、一定の重要事項については、当社の事前の承認を必要とする他、子会社の業績、財務状況及びその他の一定の重要事項について、当社及び子会社の取締役が参加するCB執行マネジメント会議において、定期的に報告を受けている。
- b. 当社は、グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程に基づき、子会社の損失の危険の管理に関する体制を整備している。
- c. 当社の内部監査室は、当社並びに子会社を対象として定期的に監査を実施し、監査の結果については当社の代表取締役社長に報告している。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- a. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、必要な人員を配置している。
- b. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会より監査業務その他監査等委員会の職務に必要な指示、命令を受けたことに関して、業務執行取締役等の指揮命令を受けないものとしている。また、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、事前に監査等委員会との間で協議を行っている。

(7) 当社並びにその子会社の取締役（監査等委員を除く）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

- a. 取締役（監査等委員を除く）及び使用人は、次の事項が生じた場合、速やかに監査等委員会に報告している。
- ・会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき
 - ・取締役（監査等委員を除く）及び使用人による違法または不正な行為を発見したとき
 - ・監査等委員会が報告を要すると定めた事項が生じたとき
- b. コンプライアンス委員会及び内部監査室は、コンプライアンス委員会への通報状況及びその内容、内部監査の実施状況を速やかに監査等委員会に報告する体制を整備している。
- c. リスク管理総括責任者は、定期的または必要に応じて各部門のリスク管理体制について監査等委員会に報告している。
- d. 監査等委員会に報告を行った使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底している。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 代表取締役社長と監査等委員会は定期的な意見交換会を開催し、内部監査部門との連携により、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っている。
- b. 監査等委員会は、取締役及び使用人に対し、必要に応じて報告及び資料の提示を求めることができることとしている。
- c. 監査等委員会が必要と認めた場合、弁護士、公認会計士等外部専門家を活用できる体制を整備している。
- d. 監査等委員会の職務の執行について生じる費用については、速やかに会社で費用を負担するものとしている。

(9) その他の内部統制システムの体制の整備に係る方針

「財務報告に係る内部統制評価のための体制」など、本基本方針で特別に言及されていないその他の内部統制システムの体制に係る整備については、本基本方針の考え方に基づき整備することとしている。

また、現時点で想定されていないリスク管理の対応体制については、本基本方針に基づき随時整備することとしている。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨み、こうした団体から不当な要求を受けた場合には、これに屈することなく毅然とした態度で対応し、これらによるアプローチを多方面から防止し、健全で公正な経営・事業を永続していくことを基本的な考え方としています。

2. 整備状況

当社では、“コンプライアンス規定”及び“コンプライアンスマニュアル”の中に反社会的勢力に対する対応を定め、これらをすべての従業員に涵養・浸透させるために、定期的に教育活動を実施しています。具体的な対応については、主管である総務部・人事部に担当者を組織、警察関連

機関や顧問弁護士などとの連携を強化し、事前情報を収集して未然に当該勢力の浸入を防ぐとともに、万一の場合に備えて適切な対応が可能となる体制を整備しています。

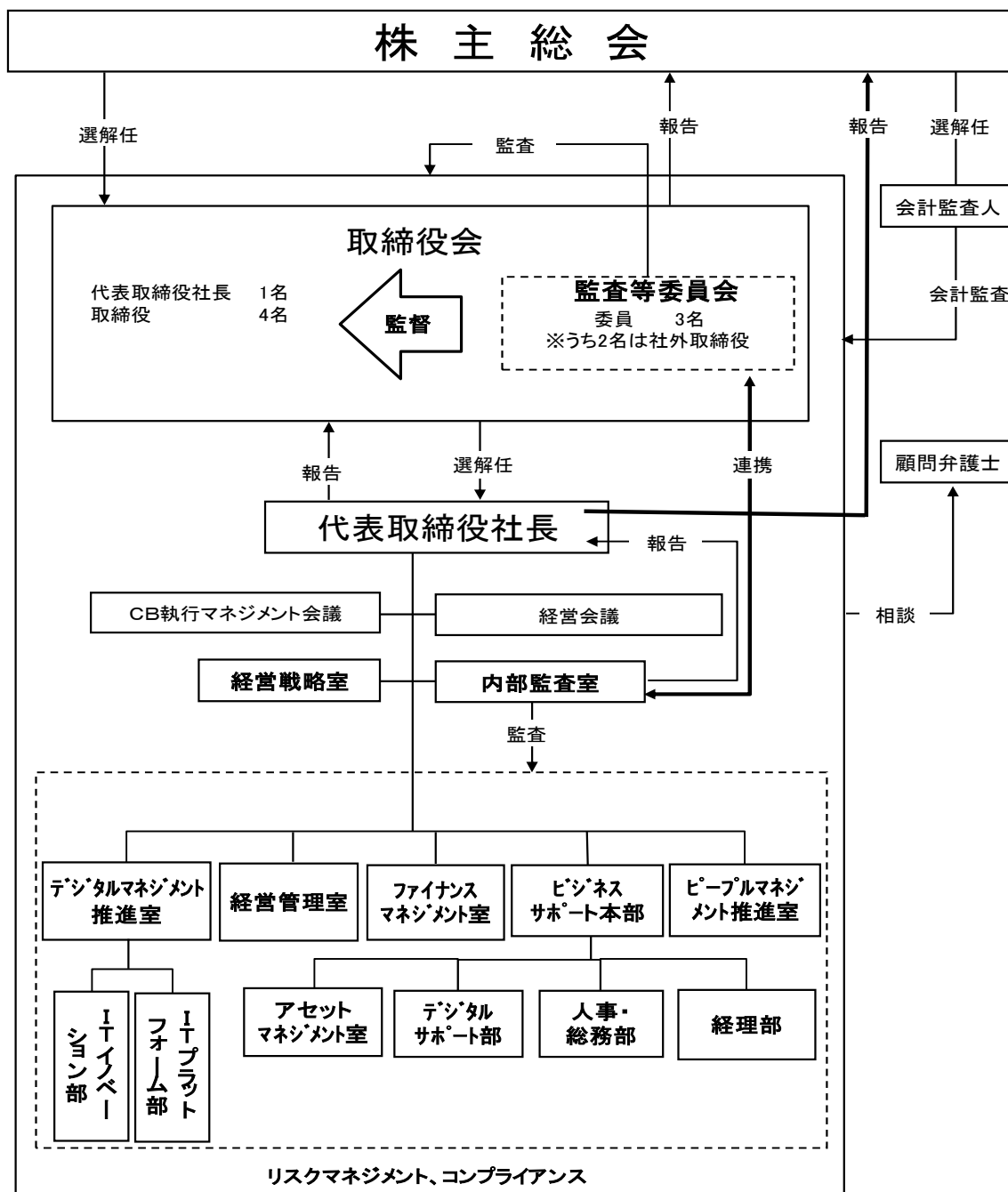
Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

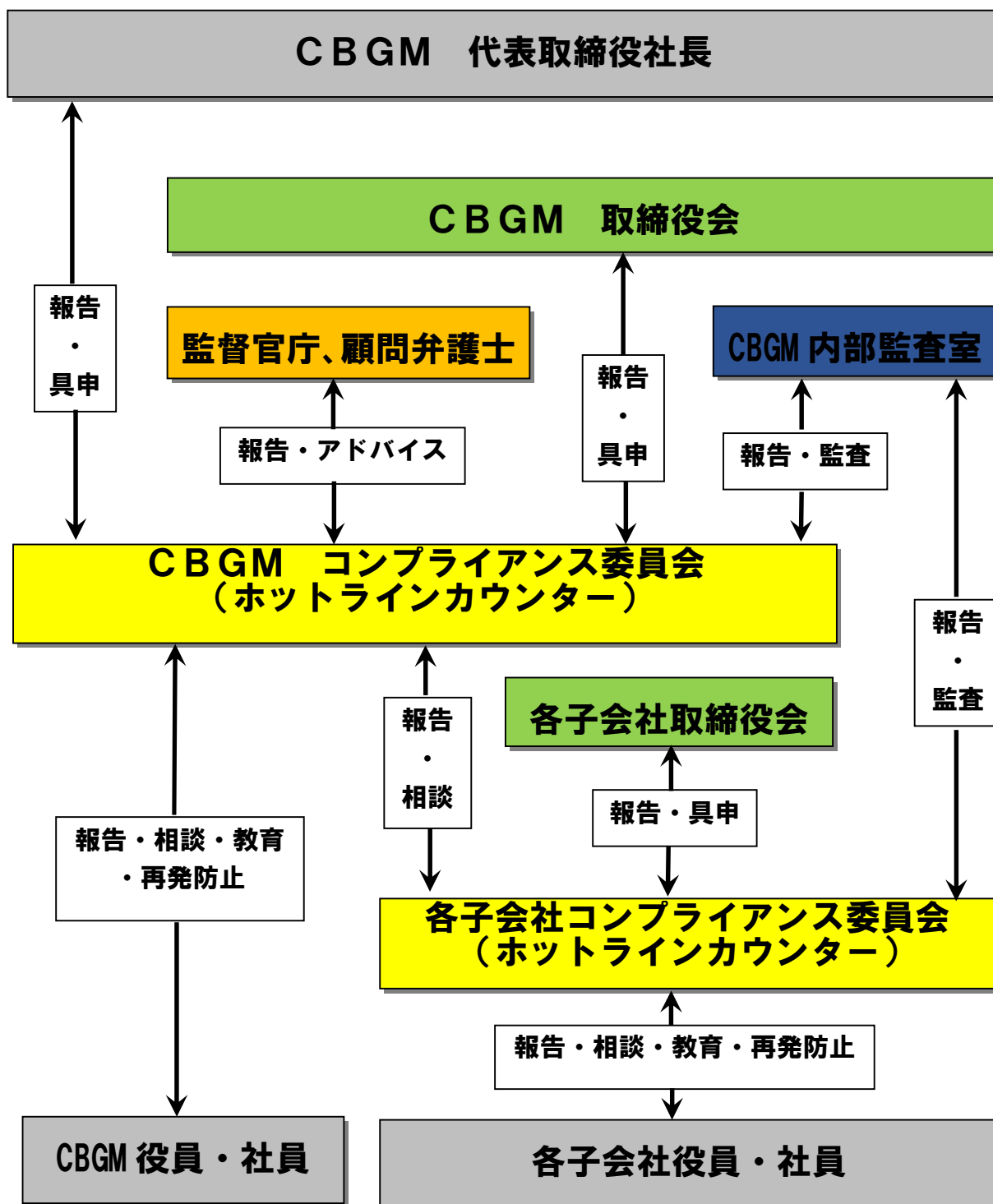
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



CBグループコンプライアンス体系図



適時開示体制

